

第4章 参入した信書便事業者が遵守しなければならない事項

(1) 秘密の保護

憲法は第21条で表現の自由を保障しており、その一環として同条第2項において検閲の禁止と通信の秘密の侵害の禁止を定めています。この規定を踏まえ、信書便法には一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の検閲の禁止が定められている（第4条）ほか、信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密の侵害の禁止が定められています（第5条第1項）。また、信書便の業務に従事する者は、その業務上、他人の秘密を容易に知り得る立場にあることから、信書便物に関して知り得た他人の秘密を（退職後においても）守らなければならないこととされています（同条第2項）。

なお、信書の秘密を侵した者には、信書便法第44条・第45条により罰則が適用されます。

☆ 守らなければならない秘密は、以下のとおりです。

信書の秘密	信書便物について知り得た他人の秘密
信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 その他信書に関する一切の事項	信書の内容 差出人・受取人の住所・氏名 信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数 その他通信の構成要素のすべて

これらについて、差出人・受取人の承諾なく他人に知らせることはできません。（例えば、受取人の転居情報を承諾なしに差出人に知らせることはできません。）また、捜査機関からの公文書による照会であっても、裁判所の正規の令状によらない限りは、応答することはできません。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第4条・第5条、第44条・第45条 【P. 47、P. 54】

(2) 信書便物であることの表示

取扱中の信書便物については、信書便物の秘密の保護等に配慮した適正な取扱いが必要となるため、保護対象としての信書便物であることを明確に識別可能とし、また、信書便物を取り扱う信書便事業者の責任を明確なものとするため、信書便事業者に対し、信書便物の表面の見やすい所にその事業者の取扱いに係る信書便物であることを表示する義務を課しています。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第20条、第34条 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第27条・第28条、第40条 【P. 67～68、P. 70】

(3) 還付できない信書便物の措置

信書の秘密の保護を図りつつ、信書による通信の成立を促し、又は成立していない旨の差出人への通知を可能とする観点から、「受取人不明その他の事由により信書便物を送達することができない場合において、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができ

ないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を開くことができ、また、「当該信書便物を開いてもなお当該信書便物を送達し、又は差出人に還付することができないときは、総務省令で定めるところにより、当該信書便物を管理しなければならない」こととされています。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 21 条、第 34 条 【P. 50、P. 52】
- ・ 施行規則 第 29 条・第 30 条、第 40 条 【P. 68、P. 70】

(4) 事業計画の変更

提供する役務の種類や信書便物の引受け・配達条件などを明記した事業計画は信書便事業を営む基礎となるものであることから、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。ただし、改めて審査をする必要のない軽微な事項【P. 30】の変更については、変更後遅滞なく届け出れば足りることとされています。

[認可基準] 許可の基準と同じです。【一般信書便事業：P. 12、特定信書便事業：P. 22】

[申請に必要な書類] ※電子メールによる申請も可能です。

(1) 申請書（規則第 12 条、第 40 条、規則様式第 5 【P. 83】） ※押印は不要です。

記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 変更事項 ③ 変更内容 ④ 変更年月日 ⑤ 変更の理由

(2) 添付書類（規則第 12 条、第 40 条）

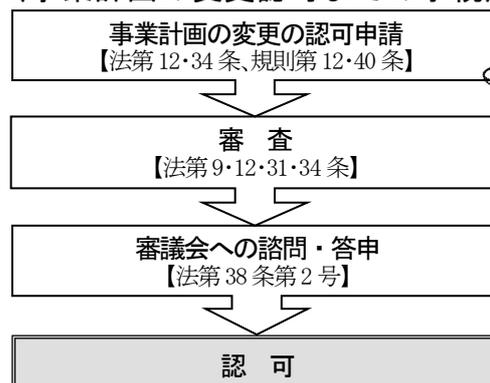
規則第 7 条（一般信書便事業）又は規則第 37 条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P. 13～14、P. 23 参照）

※ 2号役務の提供区域の拡大や役務の追加の際には、事業収支見積書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。

[参照条文]

- ・ 信書便法 第 9 条、第 12 条、第 31 条、第 34 条 【P. 48、P. 51～52】
- ・ 施行規則 第 12 条、第 40 条 【P. 64、P. 70、P. 83】
- ・ 審査基準 第 5 条、第 24 条 【P. 113、P. 117】

〈事業計画の変更認可までの手続〉



○標準処理期間

申請から認可までの標準処理期間は1～2か月です。

○ 事業計画の変更のうち届出で足りる軽微な事項

【一般信書便事業】

- ・ 規則第9条第1号に規定する基準を下回らない範囲内における信書便差出箱の設置数の変更
- ・ 一般信書便役務の送達日数が法第2条第4項第2号に規定する日数及び第3条に規定する日数を超えることとならない範囲内における信書便物の取集めの業務を行わないこととする条件の変更
- ・ 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達の業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達の業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日の変更
- ・ 法第2条第4項第2号に規定する日数及び第3条に規定する日数を超えない範囲内における一般信書便物の送達日数の変更
- ・ 法第6条の規定に基づく一般信書便事業の許可又は法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第7条第2項第7号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

【特定信書便事業】

- ・ 特定信書便役務の種類の減少及びこれに伴う事業計画記載事項の変更
- ・ 法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務の提供区域又は区間の変更（減少するものに限る。）
- ・ 法第29条の規定に基づく特定信書便事業の許可又は法第34条において準用する法第12条第1項の規定に基づく事業計画の変更の認可に係る規則第37条第2項第8号の書類により証された信書の送達の事業を行うことができる国の範囲内（地域である場合にあつては、当該地域の範囲内）における取扱地の変更

【届出に必要な書類】 ※電子メールによる届出も可能です。

- (1) 届出書（規則第13条、第39条、規則様式第6【P.84】） ※押印は不要です。
記載事項は以下のとおりです。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
② 変更事項 ③ 変更内容 ④ 変更年月日 ⑤ 変更の理由

(2) 添付書類（規則第12条、第39条）

規則第7条（一般信書便事業）又は規則第37条（特定信書便事業）に掲げる書類のうち、事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付（P.13～14、P.23参照）

【参照条文】

- ・ 信書便法 第12条、第34条 【P.48、P.52】
- ・ 施行規則 第13条、第39条 【P.64～65、P.70、P.84】

(5) 信書便約款の変更

信書便約款は、信書の秘密の保護をはじめとする信書の送達役務に本質的な提供条件について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP. 15 を、特定信書便はP. 24 を参照してください。

なお、特定信書便事業者が、既に定めている信書便約款を、総務大臣の公示した標準信書便約款と同一のものに変更したときは、その信書便約款は認可を受けたものとみなされます。

【標準信書便約款はP. 136～153 参照】

(6) 信書便管理規程の変更

信書便管理規程は、信書便物の秘密を保護するため信書便の業務の管理に関する事項について定めることとされており、これを変更する場合には総務大臣の認可を受けなければならないこととされています。なお、変更の認可の基準は、設定時の認可の基準と同じです。

申請に必要な書類については、一般信書便はP. 15～16 を、特定信書便はP. 25 を参照してください。

